

特集

刑事裁判は こう変わる

■公的弁護制度の創設 — これからの被疑者弁護 —

■刑事訴訟法の改正 — 公判前整理手続と証拠開示 —

■裁判員制度の導入 — 弁護士は何を準備すべきか —

司法制度改革の一環として、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(改正刑訴法)及び「総合法律支援法」(支援法)が成立した。これらの法律が連携して定める新制度により、捜査弁護、公判弁護ともに大きく変わろうとしている。

例えば、捜査弁護では、一定の重大犯罪について被疑者に対する国選弁護人制度が導入(改正

刑訴法37条の2等)されることとなるが、この国選弁護人となるためには、原則として総合法律支援法に基づき設置される日本司法支援センターと契約することになる(支援法38条)。

また、公判弁護においては、従前は予断排除の原則の下、第1回公判前の準備手続は基本的に禁止されていたが、裁判員事件では必要的に、他の事件でも裁判所の決定により公判前整理手

続に付することとされ(裁判員法49条、改正刑訴法316条の2)、同手続では、証拠の請求だけでなく、証拠決定まで行なうことができる(改正刑訴法316条の5)。

新制度については、国民の司法参加や司法へのアクセスを容易にする等積極的な評価がなされる一方、種々の問題点が指摘されているが、まずは何がどう変わるのか予備的知識を修得いただきたい。

公的弁護制度の創設

— これからの被疑者弁護 —

日本弁護士連合会司法改革調査室前嘱託
埼玉弁護士会会員
設楽 あづさ

「総合法律支援法」(支援法)は、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」を基本理念とし(2条)、

- ①情報提供の充実強化
- ②民事法律扶助業務
- ③国選弁護人の選任に関する業務
- ④司法過疎地域における業務
- ⑤犯罪被害者支援の業務

⑥他の司法関連機関との連携の確保強化等を担う組織として日本司法支援センター(支援センター)を設置することを定めた(13条以下)。

支援センターは、独立行政法人通則法上の「独立行政法人」ではないが、組織の枠組みは独立行政法人のそれに従って構想されていること、主務官庁が、検察庁を所管する法務省であること等から、法案策定過程には様々な議論があった。

*条文は特に明記しない限り総合法律支援法

弁護士・弁護士会から提起されたいくつかの問題点

■国選弁護制度の運営主体機能について

支援法30条1項3号は、支援センターが「国の委託に基づく国選弁護人の選任に関する」業務を行なうとした。支援センターは、国選弁護人候補の確保を国から委託され、①弁護士と国選弁護人の事務を取り扱う契約を結んで、②国選弁護人候補を指名して裁判所に通知し、③国選弁護報酬等支払い等の業務を担うことになる。

被疑者段階からの国選弁護制度実施のためには、全ての地域に必要な弁護士が確保され、かつ、制度実施後も切れ目なく確保され続ける仕組みが制度的に用意されなければならない。したがって、弁護士過疎地対策については、人材確保を「任意の応募」に依拠する日弁連の取組みだけでは不十分であり、これを補完するものとして、雇用に準ずる契約も含めて弁護士を確保して必要な箇所に配置する運営主体が必要となる。支援センターが、こうした役割を担うことは、被疑者段階からの国選弁護制度を確実に実施するために必要とされるものである。

また、個々の事件での弁護人候補の確保における弁護士会の関与の有無・方法は、地域ごとに異なるのが現状である。今後の勾留段階からの選任では起訴後とは全く異なった迅速性が要請されるのに対し、現在の枠組みでは、国選弁護人の迅速・確実な選任は担保されない。そこで、これに対応するために、国選弁護人候補を確保することを支援センターの業務として位置づけることが必要とされたものである。

この点、支援センターが国選弁護制度の運営主体となることに対しては、恣意的事件配点によって権力迎合的な弁護人ばかりが仕事を与えられるのではないか、弁護の独立が侵されるのではないか、との危惧を示す向きもある。

しかし、現在国選弁護人の推薦を行なっている地域においても、日々の国選事件配点業務において、罪名・公訴事実と被告人名しかわからない段階で、事件に対して適任者を選別して配点が行なわれているわけではないことは周知の通りである。通常の事件はほとんど機械的に配点が行なわれているか、むしろ業務多

忙や留置施設と事務所との距離など弁護士の都合に配慮して配点が行なわれているのであって、このような「事務」によって弁護の独立その他の被告人の利益が守られているわけではない。被疑者国選の導入に向かって、私たちが第一に考えるべきは、被疑者・被告人にとって有益な弁護活動をいかに迅速に提供できるか、という点であるはずである。

迅速性の視点から特に注目すべきは、資力要件基準を明確化され、要件を満たさない被疑者に国選弁護人を付するためには、事前の「弁護士会に対する私選弁護人選任申し出」を行なっていることが必要となったことである（改正刑訴法37条の3第2項）。この場合に被疑者に国選弁護人が付されるためには、会を指定した弁護人選任申し出→（国選弁護人選任請求）→弁護士会による私選弁護人の選任に至らなかったことの通知→国選弁護人選任決定という過程を経なければならない。この過程に数日を要していたのでは、被疑者国選弁護制度を設けた趣旨は半減してしまうと言っても過言ではない。もちろん、重大事件や否認事件において、特定の弁護士を回避する不当な配点が行なわれる危険が皆無とはいわないが、そのような危険に対しては、受任名簿の整備やその運用、特別案件での候補選定などについて弁護士会が関与する仕組みを確立することによって、適正な運用を確保することが可能である。

■弁護の独立性確保の方策

新制度発足後は、国選弁護を受任する弁護士は、支援センターと何らかの契約関係に入ることが必要となる。そして、支援センターが契約解除等を行なうには、審査委員会の議決が必要と規定され（29条）、支援センターが定める契約解除等の基準のうち業務に関わる規程等が「法律事務取扱規程」として法定され（35条）、同規程の作成・変更も審査委員会の議決事項とされている。これは、国及び組織としての支援センターとの関係で弁護の独立性が侵されることがないように、理事長から独立した審査委員会を設置して、契約弁護士の身分の得失に関する決定の公正を図ったものである。

ここでは、「法律事務取扱規程」に含まれる「法律事

務の取扱の基準」の内容が問題となる。いわゆる「弁護活動の限界」といわれる禁止規範に属する基準（例えば虚偽証拠提出の禁止など）については、弁護士会が定める規範が存在するならば、それが尊重されるべきである。なぜなら、手続ルールや司法作用の適正確保に関して弁護人に禁止される行為は、私選弁護でも国選弁護でも全く同一であるはずであるから、「私選弁護人が被疑者のために正当に行なうことのできる行為が、国選弁護人には禁止される」とすれば、資力のない被疑者・被告人には、「私選弁護なら提供される弁

護」が提供されないことになり、不当だからである。

この点、センターが策定する「法律事務の取扱の基準」なるものを認めること自体が「弁護士自治」を侵害するという批判も存在するが、弁護活動に関する規範を弁護士会自らが確立しないまま、支援センターが法律事務の取扱の基準を策定することを批判するのは、ただの無責任にすぎない。私たちの課題は、支援センターの「審査委員会」において採用されざるを得ないような、利用者に誇れる業務規程を早期に整備することである。